

平成 30 年度三重県食の安全・安心確保行動計画 概要

1 行動計画策定の趣旨

「三重県食の安全・安心確保行動計画」は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき定められ、食の安全・安心確保に関する 4 つの基本的方向と実施すべき 22 の施策を示した「三重県食の安全・安心確保基本方針」に沿って、食の安全・安心に関する施策を効果的、総合的に推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として策定されるものです。

2 食の安全・安心確保施策の推進体制

庁内推進体制として、条例第 11 条に基づき「三重県食の安全・安心確保推進会議」が設置されています。

また、条例第 28 条に基づき知事の附属機関として設置されている「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」では施策を調査審議し審議結果を施策に反映させます。

なお、食の安全・安心に関する危機が発生した場合は「三重県危機管理計画」に基づき対応します。

3 平成 30 年度の主な取組方向

平成30年度の行動計画は、平成28年度開催の伊勢志摩サミット、平成29年度開催の「第27回全国菓子大博覧会・三重」（以下「お伊勢さん菓子博2017」という。）を経験することで蓄積された、国際的かつ大規模なイベントや大会等における監視指導の体制や方法等の経験を生かして、「平成30年度全国高等学校総合体育大会」を含め、今後も観光客や来県者等の増加が見込まれる観光地の飲食店等を中心に監視指導の強化を図ります。

また、第 32 回オリンピック競技大会（2020/東京）、東京 2020 パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」という。）の食材調達基準への対応に加え、消費者のニーズへの対応や輸出の拡大を見据え、県内生産者による県産農畜水産物における G A P 等国际基準認証等を取得する取組を平成 29 年度に引き続き推進します。

基本的方向ごとの主な取組は次のとおりです。

基本的方向 1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- ① 農薬、肥料、飼料、動物及び水産用医薬品の使用者、生産者及び販売者への立入検査、監視指導を実施し、生産資材の適正な流通と使用を推進します。（施策①）
- ② 重症化等の可能性のあるものや発生頻度の高い菌による食中毒発生を防止するため、食肉及び食鳥肉の取扱施設を重点的に監視指導します。（施策④）
- ③ 伊勢志摩サミット、お伊勢さん菓子博 2017 等の経験から得た大規模なイベントや大会等における監視指導の体制や方法等の知識や技能を生かし、観光客等の増加が見込まれる観光地の飲食店等への監視指導の強化を図ります。（施策④）

- ④ 関係部局と連携し、食品表示法、景品表示法等に基づいた食品表示や、米トレーサビリティ法に基づいた米の産地表示等の監視指導を行います。(施策④)
- ⑤ 食品関連事業者団体と連携し、食品関連事業者の衛生管理や表示の自主点検の取組を推進します。(施策④)
- ⑥ 消費者に安全な食品を提供するため、近年の収去検査結果や県民の関心等を考慮し、計画的な収去検査を行います。(施策⑤)
- ⑦ と畜検査、食鳥検査、米の品種判別等の科学的検査、貝毒検査等を行います。(施策⑤)

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- ① 生産者、食品関連事業者が食の安全・安心に取り組みやすい環境整備のため、それぞれの取組が認知されるよう県民への情報発信に努めます。(施策①)
- ② HACCPの制度化を含む食品衛生法の一部改正や、食品表示法への全面施行にともなう適正な表示への円滑な移行が進められるなか、食品関連事業者、食品関連事業者団体に対し、最新の関連情報を的確に提供します。(施策②、③)
- ③ 食品衛生、食品表示等の法令に関する情報、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度等の認定制度等、食の安全・安心に配慮した農産物の情報等を提供します。(施策②)
- ④ 研修会等の開催、啓発資料の配布等により、食品関連事業者や米穀取扱事業者等の法令遵守等コンプライアンス意識の向上を支援します。(施策④)
- ⑤ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準への対応に加え、消費者のニーズや輸出の拡大を見据え、県産農畜産物にかかるGAPやJGAP家畜・畜産物等の国際基準認証取得に向けた取組を推進します。(施策⑤、⑦)
- ⑥ 「みえジビエフードシステム品質・衛生管理マニュアル(仮称)」の普及や「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」に基づく取組等を推進します。(施策⑤)
- ⑦ 「みえフードイノベーション・ネットワーク」への参画促進やイベントの開催等、食品関連事業者の連携や商品・サービスの創出に向けた支援を行います。(施策⑧)

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- ① 食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法等について、ホームページやパンフレット等を活用して情報提供します。(施策①)
- ② アンケート調査を実施するとともに広報資料やホームページ等で食の安全・安心確保の取組や関連情報を発信します。(施策①)
- ③ 健全な食生活等への関心が薄いといわれる若い世代の食の安全・安心への意識を高めるため、高等教育機関と連携して情報提供を検討、実施します。(施策①)
- ④ 学校での食育の充実に向けて、食育担当や栄養教諭等を中心とした指導体制を整備するとともに、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」の実施等により保護者や地域への啓発を行います。(施策②)
- ⑤ 各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活を実践できるよう、減塩や野菜摂取をはじめとした食事バランス等の普及啓発に取り組みます。(施策②)

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- ① 三重県農薬管理指導士、魚食普及活動を行う魚食リーダー等の人材育成、食品関連事業者や学校給食関係者等の資質向上のための講習会等を行います。(施策①)
- ② 県民と食品関連事業者等が、食品衛生に関する正しい知識を共有し、相互理解を進めるため、消費者懇談会、意見交換会等を実施します。(施策②)
- ③ 出前トーク等やアンケート調査の機会を利用し、県民意識の把握と県の取組への理解を図ります。(施策②)
- ④ 食品関連事業者団体、教育機関など様々な主体と連携し、食の安全・安心に関する情報提供や啓発活動を推進します。(施策③)
- ⑤ 食の安全・安心に関する自主的な活動を行う団体等に対し、関連情報や啓発資料等の提供、活動内容の紹介を行うことにより活動の拡大を図ります。(施策④)